

イ 提出期間

令和8年1月29日（木）から令和8年2月13日（金）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。

ウ 提出時間

午前9時から午後5時まで

エ 提出場所

秋田県秋田地域振興局建設部 岩見ダム管理事務所

オ 提出部数

1部

カ 入札参加資格確認申請書の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より掲載し配布するものとする。

- (2) 入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については、確認は行わないものとする。
- (3) 入札参加資格確認申請書を提出した者は、当該申請書を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、開札前にあっては入札辞退届を、開札後にあってはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

4 設計図書等の交付

本委託に係る仕様書、図面、契約書案及び金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、令和8年1月29日（木）から令和8年2月13日（金）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

5 設計図書等に対する質問及び回答

- (1) 設計図書等に対する質問は、令和8年2月10日（火）までに秋田県秋田地域振興局長に書面により行わなければならない。
- (2) 上記質問に対する回答は、令和8年2月13日（金）までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

6 入札保証金

免除する。

7 契約保証金

(1) 契約保証金の納付

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を現金で納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

ア 国債

イ 秋田県債

ウ 銀行又は保証事業会社の保証

- (2) 落札者は、契約締結までに次のいずれかの書類を提出し契約保証金の全部又は一部の免除を申し出ることができる。この場合において免除が認められたときは、その契約保証金の納付を要しない。

ア 秋田県秋田地域振興局長を被保険者とする履行保証保険契約書

イ 過去2年間の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の業務委託契約書の写し及びその履行を確認できる書類の写し

8 入札書等の提出等

(1) 提出方法

3により入札参加資格確認申請書を提出した者は、(2)で定める入札執行の日時及び場所に入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札執行の日時及び場所

令和8年2月16日(月)午後3時00分

秋田県秋田地方総合庁舎 6階 総606会議室

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) その他

ア 入札執行回数は、2回までとする。

イ 入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、該当する者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合は、当該落札候補者を落札者とする。ただし、落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められる場合は落札者として決定しない。

(3) (2)によって落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者(該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。)を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。

(4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。

(5) 契約担当者は、(2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。

(6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日(休日を除く。)以内に、秋田県秋田地域振興局長に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。

(7) 落札者となった者は、秋田県税及び社会保険料に滞納がないことを証する書面を速やかに提出しなければならない。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格がないことが確認された者のした入札

(2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったことが確認された者のした入札

(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

- (7) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (8) 記名押印を欠く入札
- (9) 入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者のした入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

11 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は、実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは、実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を無断で公表又は使用することはしない。
- (4) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、入札公告及び設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (6) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (7) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

12 問い合わせ先

公 所 名	秋田県秋田地域振興局建設部 岩見ダム管理事務所
住 所	秋田県秋田市河辺三内字財の神国有林地内
電話番号	0 1 8 - 8 8 3 - 2 3 0 1